

日本女性会議２０２５橿原大会ホームページ制作等業務 公募型プロポーザル実施要領

１．プロポーザルの目的

本業務は、日本女性会議２０２５橿原（以下、「大会」という。）を開催するにあたり、大会に関する情報及び橿原市をはじめとした奈良県内の特色のある歴史・文化や観光資源などを魅力的に発信し、大会参加につなげることを目的とします。

業務の実施にあたっては、ホームページ制作、システム構築、保守サポート等、専門知識や企画デザイン力、経験に基づくノウハウなどを活用した優れた提案を得るため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

２．業務の概要

- （１）業務名 日本女性会議２０２５橿原大会ホームページ制作等業務
- （２）発注者 日本女性会議２０２５橿原実行委員会（以下、「実行委員会」という。）
- （３）業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- （４）業務期間 契約締結日の翌日から２０２６（令和８）年３月３１日まで
- （５）提案上限額 ４，５００，０００円（消費税相当額を含む）

※提案上限額は、２０２４（令和６）年度及び２０２５（令和７）年度の総額である。

※提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の概ねの規模を示すためのものであることに留意すること。

※見積書を提出する際は提案上限額を超えてはならない。

３．提案資格

本プロポーザルに参加しようとする者が満たすべき要件は、次のとおりとします。

- ・２０１８（平成３０）年４月１日から２０２３（令和５）年１２月３１日までに、地方公共団体等と同種業務の履行実績を有すること。
- ・税の滞納がない者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
- ・国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ・破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続の開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。

4. スケジュール

番号	手順	期限等
1	プロポーザル公募開始	2024（令和6）年2月22日（木）
2	参加表明書の提出	2024（令和6）年3月7日（木）正午まで
3	質問の受付	2024（令和6）年3月7日（木）正午まで
4	提案資格確認結果の通知	2024（令和6）年3月11日（月）
5	質問の回答	2024（令和6）年3月11日（月）
6	提出意思確認書の提出	2024（令和6）年3月14日（木）正午まで
7	企画提案書の提出	2024（令和6）年3月19日（火）正午まで
8	プレゼンテーション日程通知	2024（令和6）年3月21日（木）
9	プレゼンテーション審査	2024（令和6）年3月27日（水）頃
10	結果通知	2024（令和6）年4月10日（水）頃
11	契約締結	2024（令和6）年4月中予定

5. プロポーザル実施要領等の交付

（1）交付期間 2024（令和6）年2月22日（木）から3月7日（木）まで

※樫原市ホームページ内の『「日本女性会議 2025 樫原」大会ホームページ制作等業務の委託について』のページからダウンロードできます。

（2）交付資料

- 1 日本女性会議 2025 樫原大会ホームページ制作等業務 プロポーザル実施要領
- 2 日本女性会議 2025 樫原大会ホームページ制作等業務 プロポーザル仕様書
- 3 参加表明書（様式第1号）
- 4 提出意思確認書（様式第4号）
- 5 質問票
- 6 企画提案書様式（表紙：様式12、以下任意様式）

6. 参加表明書の提出、質問の受付及び回答

（1）提出期限 2024（令和6）年3月7日（木）正午まで

（2）提出書類 ①参加表明書（様式第1号）及び添付資料 各1部

※添付資料：会社の概要、同種業務の実績、納税証明書（最新年度分）

②質問書

※口頭による質問は受け付けません。

（3）提出方法 電子メールまたはFAX

（4）回答方法

参加表明書を提出した者のうち、提案資格要件を満たしているものに対して、提案資格確認結果通知書を2024（令和6）年3月11日（月）に電子メールまたはFAXにて通知します。また、提案資格要件を満たしていなかった者に対しては、その理由を通知します。

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、2024（令和6）年3月11日（月）に、参加表明書、質問書を提出した者に電子メールまたはFAXにて回答書を

送信します。

7. 提出意思確認書の提出

質疑回答を受けた上で、本案件に対する企画提案書の提出意思を確認するため、「提出意思確認書（様式第4号）」を提出してください。

- (1) 提出期限 2024年3月14日（木）正午まで
- (2) 提出書類 提出意思確認書
- (3) 提出方法 電子メールまたはFAX

8. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 2024（令和6）年3月19日（火）正午まで
- (2) 提出書類

	書類名	提出に際しての注意事項
1	企画提案書 (表紙：様式12、 以下任意様式)	・表紙を除きA4の20枚（両面印刷なら10枚）以内とする。 ・A3の大きさのものがある場合は、A4の大きさに折り込むこと。 ・文字の大きさは11ポイント以上とすること。（表中や図中の文字は対象外とする。） ・内容：以下のことについて記載してください。 1 ホームページの基本コンセプト 2 トップページのレイアウト、デザイン案 3 ホームページの全体構成案 4 本業務の現地体制 5 本業務の実施スケジュール 6 管理・保守・運用・サポート 7 類似実績
2	見積書 (様式は任意)	・見積合計金額及び内訳金額（消費税込）を記載すること ・内訳は「ホームページ制作費用」と「保守サポート費用」に分けて記載すること。 ※正本1部に社印・代表者印を押印してください。
3	その他提案	業務の実施にあたり、追加して提案したい内容があれば記載してください。

- (3) 提出部数 正本（提出書類1から3を順に綴じたもの）1部、
副本6部（副本は、会社名を特定できないものとする。）
- (4) 提出方法 持参

9. プレゼンテーション日程の通知

企画提案書の提出があった者に対して、メールで「プレゼンテーション開催通知書」を送付し、プレゼンテーションの日時と場所を指定します。

10. プレゼンテーション審査

次のとおりプレゼンテーションを行います。

項目	注意事項
日時・会場	プレゼンテーション開催通知書にて指定する。
持ち時間	30分以内
出席者	2名以内
プレゼンテーション内容	・提案内容の説明（20分以内） ・質疑応答（概ね10分）
その他	・提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。 パソコン・プロジェクター等の機材は使用可。ただし使用する際は必ず事前に実行委員会事務局に連絡すること。 ・パソコン（OS：WINDOWS）、プロジェクター、スクリーンについては実行委員会で用意するが、持参も可能とする。

11. 評価・結果通知

日本女性会議2025 橿原大会ホームページ制作等業務受託者選定委員会の委員（以下「委員」という。）が、提案内容について意見交換を行い、各委員が「表1 採点基準及び配点表」により評価します。見積書の評価は計算式にて算出し、それ以外の項目については、「表2 企画提案の審査における評価基準」により5段階で評価します。

各委員の見積書の金額以外の評価項目の持ち点100点の6割を最低基準点とし、最低基準点以上で見積書の評価を含めて最高得点を得た者を受注候補者に特定します。なお、最高得点を取得した者が2人以上となる場合は、「見積書の金額以外の評価項目の合計点が上位の者」、「見積書の金額が最も低い者」の順に受注候補者を特定します。それでも受注候補者が特定できない場合はくじ引きとします。

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を受注候補者として特定します。

受注候補者特定後、プレゼンテーション参加者全員に郵送で「プロポーザル採点結果通知書」を送付し、特定した者の名称を通知します

表 1 採点基準及び配点表

	審査項目	審査内容	配点
1	コンセプト	日本女性会議の意義を理解し、ホームページのコンセプトが明確であるか。	1 5
2	デザインと構成	独自性があり、日本女性会議への期待感を高めるデザインであるか。	1 5
		情報が探しやすく、分かりやすいデザインとなっているか。	1 5
		ユーザビリティ、アクセシビリティが考慮されているか。	1 5
3	実施体制	本業務を滞りなく実施できる人員・組織体制が提案されているか。	5
4	スケジュール	各工程での工程期間、作業内容、テスト期間などが提示されているか。	5
5	管理・保守・運用・サポート	サーバ、およびネットワークの構築や機器、およびシステムの管理運用・保守の内容が具体的であるか。	1 5
6	業務実績	同規模以上のホームページ構築実績が豊富であるか	1 5
7	見積書の評価	最低見積価格者の評価点を 10 点とし、それ以外の者の点数は次の計算式より算出する。 評価点 = 10 点 × (全提案者中の最低見積価格 ÷ 当該提案者の見積価格) ※小数点以下切り捨て	1 0
合 計			1 1 0

表 2 企画提案の審査における評価基準

評価	判断基準
5	特に優れている。
4	優れている。
3	平均的な内容である。
2	内容が乏しい。
1	内容が著しく乏しい。

1 2. 受注候補者との協議

受注候補者は、実行委員会と仕様及び価格等の調整を行い、契約に向けた交渉を行います。交渉により確定した仕様書に基づき、受注候補者が契約を行うための見積書を提出し、実行委員会の決定により受託者となります。なお、受注候補者との交渉の結果、合意に至らなかった場合は、採点結果が第 2 位の者と交渉を行います。

1 3. 契約及び支払方法

(1) 契約の締結

受託者は、実行委員会と契約を締結し、受託業務を実施します。

ただし、実行委員会が、本業務を実施するための予算を確保できないとき、その他やむを得ない事由により本業務を実施することができなくなった場合は、実行委員会は、この契約を解除することができるものとします。受託者は、契約を解除されたことによる損害が生じた場合は、実行委員会に損害の賠償を請求することができるものとし、損害の賠償額は、実行委員会と受託者とが協議して定めるものとします。

(2) 支払方法

実行委員会は各年度の業務完了後、検査を経て委託料を受託者に支払うものとします。

1 4. その他の留意事項

(1) 企画提案書提出は、1 者につき 1 件とします。

(2) 企画提案等の応募に関する全ての経費は、企画提案者の負担とします。

(3) 書類の作成に用いる言語は日本語、及び通貨は日本円とします。

(4) 提出された書類は一切返却しません。

(5) 企画提案書提出後の修正又は変更は認めません。ただし、やむを得ない理由により変更が生じた場合で、実行委員会が承諾したものについてはこの限りではありません。

(6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、実行委員会が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案限度額を超えるもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

カ プレゼンテーション審査に出席しないとき。

(8) 本プロポーザルは、橿原市の契約に関する規則・基準等に準じて実施します。

1 5. 提出先・本件に関する問い合わせ先

日本女性会議 2025 橿原実行委員会事務局（橿原市企画戦略部人権政策課内）

担当者 増田、中川

〒634-0804 橿原市内膳町 1 丁目 6－8

橿原市観光交流センター（かしはらナビプラザ）4 階

電話 0744-21-1090（直通）

FAX 0744-47-2351

メールアドレス jinkenseisaku@city.kashihara.nara.jp